

【 重度障害者医療費助成の所得制限 】

※所得制限による支給制限

毎年7月中に、対象者世帯についての所得確認作業が行われます。この中で、当年8月分から翌年7月分までの1年間、医療費助成を受けるに該当するか否か判定されます。詳しくは、お問い合わせください。

※所得制限限度額一覧表（対象障害者が成人である場合）

扶養親族等の数	医療費助成の対象となる障害者本人		対象となる者の配偶者及び扶養義務者	
	収入額(目安)	所得制限限度額	収入額(目安)	所得制限限度額
0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

※所得制限限度額一覧表（対象障害者が児童の場合）

扶養親族等の数	医療費助成の対象となる障害児本人		児童・未成年者の両親及び扶養義務者	
	収入額(目安)	所得制限限度額	収入額(目安)	所得制限限度額
0	—	—	8,319,000	6,287,000
1	—	—	8,596,000	6,536,000
2	—	—	8,832,000	6,749,000
3	—	—	9,069,000	6,962,000
4	—	—	9,306,000	7,175,000
5	—	—	9,542,000	7,388,000

※各種控除とその控除額

各種控除		障害者本人	親・配偶者扶養義務者
所得加算	老人扶養親族	10万円	6万円
	特定扶養親族	25万円	—
	老人控除対象配偶者	10万円	—
所得控除	雑損控除	相当額	相当額
	医療費控除	相当額	相当額
	小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
	配偶者特別控除	相当額	相当額
	障害者控除	27万円	27万円
	特別障害者控除	40万円	40万円
	寡婦（寡夫）控除	27万円	27万円
	寡婦特別控除	35万円	35万円
	勤労学生控除	27万円	27万円
	社会保険料相当額	相当額	8万円